

開会の日 令和8年6月29日（月）
場 所 委 員 会 室

◆出席委員（7人）

委員長	高 原 邦 子
副委員長	籠 山 恵美子
委員	佐 藤 克 成
委員	水 上 雅 廣
委員	井 端 浩 二
委員	澤 史 朗
委員	前 川 文 博

◆欠席委員（なし）

◆職務のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	藤 井 弘 史
理事兼総務部長	岡 田 浩 和
総務部次長兼総務課長	上 畑 浩 司
税務課長	宮 垣 津 治 美
税務課長補佐兼市民税係長	後 藤 和 宏
税務課長補佐兼資産税係長	田 上 勝
神岡振興事務所長	大 始 良 透
神岡振興事務所地域振興課長	麻 生 貴 秀
神岡振興事務所地域振興課長補佐兼地域振興係長	豊 坂 梨 緒
教育委員会事務局長	柚 原 徹 守
教育委員会事務局次長兼教育総務課長	忍 哲 也
スポーツ振興課長	中 垣 浩 太 郎
スポーツ振興課スポーツ振興係長	盤 所 諭
監査委員事務局課長補佐兼監査係長	竹 原 美 香
消防長	堀 田 丈 二 郎
消防本部総務課長	蒔 田 真 也
病院事務局長	佐 藤 直 樹

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	砂 田 健 太 郎
書記	倉 坪 正 明
	畠 中 み な み

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第46号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

議案第47号 財産の譲渡について（旧医師住宅及び旧看護師住宅）

議案第48号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第50号 飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

2. 意見第1号の審査について

3. 飛騨・世界生活文化センター収蔵庫に関する意見書について

4. 管外視察について

5. その他

(開会 午前10時00分)

◆開会

●委員長（高原邦子）

皆さんおはようございます。ただいまより、第7回総務常任委員会を開きます。本日の出席委員は全員であります。

会議録署名は委員会条例第30条の規定により、委員長がこれを行います。

当委員会に付託されました案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員の発言はまず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己の名前を教えてください。質疑は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますようお願いします。次に、理事者側の説明において、議案の朗読を省略することとします。また、部長以外の職員が説明及び答弁する場合は、委員長の指名を受けた後、課名と氏名を告げてから発言してください。以上、御協力をお願いします。

◆1. 付託案件審査

議案第46号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

それでは付託案件の審査を行います。

議案第46号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

（「委員長」との声あり） ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長（高原邦子）

岡田理事兼総務部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□理事兼総務部長（岡田浩和）

皆さんおはようございます。よろしくお願いします。

それでは議案第46号、飛騨市税条例の一部を改正する条例について。飛騨市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

21ページの要旨を御覧ください。提案理由につきましては、地方税法等の改正に伴う改正。

制定改廃の根拠等につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が改正されたことに加えて、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、当該条例における市民税、固定資産税に関する規定について所要の改正を行うものでございます。

条例の概要につきましては、まず（1）の市民税関係になります。①住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正。影響についても併せて説明をさせていただきます。これは申告者の状況によるというものです。②特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限の延長に伴う改正。対象者には有利となります。③、住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長に伴う改正。対象者には有利となります。④復興特別所得税の課税期間の延長等による法改正に伴う引用箇所の改正。影響はござ

いません。⑤暗号資産の所得に関する課税方式が総合課税から、上場株式等と同様の分離課税に変更される法改正に伴う改正。申告者の状況によります。⑥優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正。こちらにつきましては、対象者には不利になる部分が出てくるということです。

22ページをお願いいたします。（2）固定資産税関係です。免税点について、家屋に係る免税点20万円を30万円に、償却資産に係る免税点150万円を180万円にそれぞれ引き上げる法改正に合わせて改正するものでございます。対象者には有利となるというものでございます。

一番下の施行日でございますが、令和9年1月1日。第34条の7及び附則第7条の4並びに附則第9条の2、附則第17条の2の規定につきましては、令和10年1月1日施行。附則第19条の3は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行ということでございます。以上でございます。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（籠山恵美子）

市民税関係ですと、これは確定申告のときに関わってくる改正ですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□税務課長（宮垣津治美）

委員おっしゃられるとおりでございます。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと、伺いたいのは②の特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限の延長、時限立法だったものが延長されるってことだと思うんですけども、これは今国会で最後に可決された健康保険法の改正のOTC類似薬の追加負担に関わってくると思うんですけども、これをちょっと説明していただけますか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□税務課長（宮垣津治美）

委員おっしゃられるとおり、スイッチOTC医薬品のことでございます。このことについて購入費に係る医療費控除の特例措置を恒久化して、その他の医療品の購入費に係る医療費控除については、特例期間を5年間延長するというものでございます。

○委員（籠山恵美子）

調べたらこの特例って本当は今年度で終わる予定だったとなっていましたけれども、新しい法改正が施行するのが来年度の3月からですね。なので、新しいOTC類似薬の追加負担に合わせて、さらに確定申告のときの控除の対象になる期間を延ばすという理解でいいですか。

□税務課長（宮垣津治美）

このセルフメディケーション税制の延長につきましては、令和9年度まで、令和8年分の確定申告になりますけれども、それ以後、延長するというか、恒久化し継続するというものでございますのでお願いいたします。

○委員（籠山恵美子）

そうすると、OTC類別の法改正についてはいろいろありますけれども、とにかく少しでも利用者の負担を軽くするという意味では、この医薬品に関する控除の手当というものは1年間空いてしまいますよなんてことはなく、途切れなく延長されるってことでいいんですよね。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□税務課長（宮垣津治美）

委員がおっしゃられるとおりでございますので御安心ください。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

全く私どもには関係のない話かもしれませんが、⑤の暗号資産の所得に関する課税方式がっということですが、この暗号資産って「SANA E T O K E N」だ何だかんだって話題になっていて、あの類だと思いますけど、これは市税に関係するような状況って飛騨市にあるんですか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□税務課長（宮垣津治美）

委員おっしゃられるとおり、該当される市民の方はいらっしゃいます。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時10分 再開 午前10時11分)

◆再開

●委員長 (高原邦子)

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第47号 財産の譲渡について (旧医師住宅及び旧看護師住宅)

●委員長 (高原邦子)

次に、議案第47号、財産の譲渡について (旧医師住宅及び旧看護師住宅) を議題といたします。
説明を求めます。

□神岡振興事務所長 (大始良透)

それでは議案第47号、財産の譲渡について (旧医師住宅及び旧看護師住宅) につきまして説明させていただきます。

1、財産の種類は建物です。

2、所在及び数量は、旧医師住宅。(1) 所在地、飛騨市神岡町東町970番地1。(2) 構造、A棟、木造2階建て。B棟、木造2階建て。C棟、木造2階建て。(3) 延べ床面積、A棟、188.14平方メートル。B棟、188.14平方メートル。C棟、251.19平方メートル。

旧看護師住宅。(1) 所在地、飛騨市神岡町江馬町12番地17。(2) 構造、木造2階建て。(3) 延べ床面積、252.58平方メートル。

3、譲渡の相手方は、高山市問屋町43番地、すみれアセットマネジメント株式会社、代表取締役社長、井上麻里亜様。

4、譲渡の理由ですが、旧医師住宅及び旧看護師住宅の売却に係るプロポーザル審査の結果によりまして決定したためでございます。

なお、詳細につきましては、先の総務常任委員会の際に用紙を添付させていただいておりますが、少し説明させていただきます。本議案は地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。選定の方法は、公募型プロポーザル方式。入札年月日は、令和8年4月22日。応募者数は1社で、先ほど説明させていただきました、すみれアセットマネジメント株式会社でございます。

最低売却価格は2,390万円、内訳としまして、土地が2,390万円、建物はゼロ円でございます。買い受け希望価格は2,400万円、内訳としまして土地が2,390万円、建物が10万円でございます。審査結果はプロポーザル審査を行いました結果、最低ラインの60点を満たせば業者決定のところ、69.7点を取得。また、各評価項目におきまして劣るがなかったことから、同社を最優秀者として決定をし、譲渡するものでございます。

なお、最低売却価格につきましては不動産鑑定評価額としております。

また、今回土地及び建物につきましては、一体として売却をさせていただきますが、本議案において議決の対象となりますのは不動産鑑定評価額2,167万円を下回る価格で売却をすることとなります建物部分となっております。説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。この件は先月いろいろ御説明いただきましたので、委員も承知していることだと思います。何かございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時16分 再開 午前10時17分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第48号 飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第48号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□消防長（堀田丈二郎）

議案第48号、飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明します。

要旨にて説明します。4ページを御覧ください。提案理由及び根拠は、関係省令の改正に伴う改正です。

条例の概要ですが、非常勤の消防団員等が公務により死亡した場合の損害補償の引上げに関する改正です。国の人事院規則と基準政令が労働者災害補償保険法の改正を踏まえ、死亡時の葬祭

補償の定額部分を増額する改正を行いました。飛騨市においても、この国の改正に準じ、条例で定める葬祭補償の定額部分を31万5,000円から33万円に引き上げるものです。

市民への影響ですが、非常勤消防団員等が公務により不慮の事故に遭った場合の災害補償が手厚くなるものです。施行日は令和8年4月1日です。よろしくお願いします。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

人事院規則に準じてという説明なので、全国的な、もう標準的にこういう金額でやられてるのかなと思いますけれども、この基準額がこれで妥当なのかどうかっていうのは分からないですね。市民には分かりにくいんですけれども、こういうことでの（災害補償の）過不足に対しての要望みたいなものは上がっているもんなんですか。大体、この人事院規則に準じてこの額は妥当だろうと思って動いてるんですか。

□消防長（堀田丈二郎）

こういったものは社会情勢に鑑みて上がっていくもので、特に私どもが基準に対する政令とかに上乘せとか、手を加えてはおりませんので、全国一律で改正を行うものです。

●委員長（高原邦子）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時21分 再開 午前10時22分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第49号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第49号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□病院事務局長（佐藤直樹）

議案第49号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを説明させていただきます。

5 ページ、要旨を御覧ください。担当部は監査委員事務局、病院事務局です。

提案理由は地方自治法の改正に伴う改正となります。

制定改廃の根拠ですが、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布により、地方自治法の一部を改正する法律の一部が施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の要旨ですが、改正法により新たに第243条の2の7に特定歳入等の収納に関する規定が設けられたことから、条文が繰り下がり、条ずれが生じたものです。

改正の内容です。飛騨市監査委員条例第4条ですが、第243条の2の8第3項を、第243条の2の9第3項に改めるものです。もう1つ、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例第7条について、第243条の2の8第8項を第243条の2の9第8項に改めるものです。

市民の影響等は特にありません。

施行日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日、令和8年9月24日からの施行となります。説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（籠山恵美子）

この文言だけでは中身が分からないので、ここに書いてあるのは繰り下がり、条ずれが生じてはなってますけれど、特定歳入等の収納に関する規定が設けられたっていうのはどういうことですか。

□監査委員事務局課長補佐兼監査係長（竹原美香）

こちらにつきましては、首長が指定する交付金の収納事務につきまして、地方公共団体が地方税共同機構に行わせるための規定を整備するために新しく規定が設けられたものです。

●委員長（高原邦子）

もう少し分かりやすく言ってもらえますか。

□監査委員事務局課長補佐兼監査係長（竹原美香）

ちょっと分かりにくいかもしれませんが、今公金の収納事務のデジタル化ということで、

首長が指定する公金にはなりますけれども、地方税以外の首長が指定する交付金につきまして、収納事務を地方公共団体が地方税共同機構に行わせるための規定が整備されまして、今追加されたものです。それによって条ずれが起きて、今回の改正をさせていただくものになります。

○委員（籠山恵美子）

分かりました。地方税共同機構か地方公共団体か、どちらかを選択する部分はどうなるんですか。選択するのではないんですか。どちらかにというのはどういう意味ですか。

□監査委員事務局長（砂田健太郎）

これにつきましては市の公金の収納の手段が1つ増えたというふうに理解していただければいいかと思うんですけれども、それに対する規定として番号が1つ増えたということで、条がずれたということでございますので、そういう理解でお願いしたいと思います。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定しました。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで説明職員入替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時29分 再開 午前10時30分 ）

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第50号 飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について

●委員長（高原邦子）

次に議案第50号、飛騨市スポーツ施設条例及び飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

それでは議案第50号について御説明いたします。6ページの議案要旨を御覧ください。今回改正する条例は、飛騨市スポーツ施設条例と飛騨市使用料徴収条例で、神岡小学校プールの改修完了により市営旭ヶ丘プールを廃止し、神岡小学校プールを学校開放施設に位置づけ、市営水泳プール同様の使用料を設定するものです。

3ページ、新旧対照表を御覧ください。飛騨市スポーツ施設条例は、飛騨市営水泳プールから旭ヶ丘プールを削除します。4ページ、飛騨市使用料徴収条例は、飛騨市学校開放施設の使用料に神岡小学校プールを追加し、市営水泳プールと同様の使用料を設定の上、5ページのスポーツ施設使用料から旭ヶ丘プールの使用料を削除します。

なお、施行日は公布の日です。説明は以上です。

●委員長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（前川文博）

幾つかお伺いします。ここにプールで河合プール、宮川プール、旭ヶ丘プールっていうのが出てくるんですけど、古川町の小学校のプールっていうのは、学校の子供向けには開放しているんですか。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

古川町のプールにつきましては学校開放施設のほうに位置づけておるんですが、7月末まで各学校の児童を対象にしたプール運営は行っておるんですが、それ以降については今現在は一般開放はしていない状態です。ちなみにコロナ禍前につきましては、シーズンで土曜日、日曜日、4日程度は開放しておりましたが、利用が少ないことと監視人の設置等の関係で今現在は開放はしていない状態です。

○委員（前川文博）

開放はしていないと。でも、空いているときもある。先ほど7月の終わりまでは、例えば古川小学校なら古川小学校の児童向けには自分の学校のプールを使えますよということで、開放している期間はあるということですよ。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

7月の末までは学校の運営の中で、自分の学校の児童を対象としたプールを開設しております。

○委員（前川文博）

分かりました。昔、河合町のプールだったかな、50メートルプールで監視員がいっぱい要るのでPTAも大変なのということから変わってきてると思うんですけど、今神岡町も神岡小学校のプールが改修されて市営プールと一緒にいう運営になるんですけども、学校の施設ということですよ。学校の施設として開放するということは、古川町の場合、児童が自分の学校のプール

へ入るのに60円の入場料とかは要らないと思うんですが、例えば河合プールで、もともと学校のプールとしてあったところを自分の学校の児童が使おうとしたときに、60円の利用料を片方は無料です、片方は払ってくださいという体制でいかれるんですか。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

飛騨市使用料徴収条例のほうにプールの使用料のほうを載せておりますが、運営上は市長特認のほうで市内の小中学生については無料で今までも運営しておりましたので、今年についてもそういう形で無料で開放する予定です。

○委員（前川文博）

私の子供も大分昔なので昔のイメージしかないんですけども、要は、今はこの条例なり前の条例にも60円って書いてあるけども、市長の決裁において市内の小中学生については取っていないということの理解でよろしいんですね。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

その理解です。

○委員（前川文博）

そうしましたら、申し訳ないんですがこの備考のところに市内の小中学生については無料とするとか、そんなようなことを書けませんかね。これだと取ってるように見えて、ぱっと見たときに分からないので、その辺はどうでしょうか。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

使用料徴収条例は、基本的には市民等しく使用料を頂く形になっておりますので、基本的には市民だから免除するという規定はうたっておりません。これも同様にそのような形にしておりますが、先ほど言いましたように市内の小中学生については無料の扱いとさせていただいております。

○委員（籠山恵美子）

改めてこうやって使用料徴収条例を見ますと、無料でやってるならこの条例に上げなければいいのになという気がしてきます。それと、市内の子供たちは無料でやってますということですけども、例えば夏休みに親戚の子が市外から来て、そういう子たちを連れていったときに、それをいちいち判別する手続きをやるんですか。市内の子でなければ、あなた60円くださいってこういう形になるんですか。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

今ほど想定の市外の方がたまたま夏休み期間中に来た場合は、本人に確認して、料金のほうを徴収させていただいております。

○委員（籠山恵美子）

神岡小学校のプールは市営プールという位置づけがされて整備をされてるんですけども、夏休みだからもう営業プールですよという感じになってしまうのかな。夏休み中でも教育の一環として体力を落とさないために、あるいは暑いさなかに健康でいられるように大いにプールを利用してもらいたいと思いますので、特に今年なんかはスーパーエルニーニョって言われて、今フランスとかあっちのほうでは40度くらいの気温で死者が何十人も出てますよね。そういうことを思うと、7月中だけじゃなくて場合によっては8月のお盆前まで開放して、無料でどんどん入って

涼んでもらうというような姿勢はないのでしょうか。これは市長でしょうか。

△市長（都竹淳也）

運営は使ってもらうにこしたことはないわけです。ただ、先ほどもありましたけど監視員の確保が非常に難しく、それが一番難儀してるというふうに私自身は理解しております。なので、今まで保護者の方に交代でやっていただいたとかいろいろありましたけども、これも本当難しくなってきたので、今回神岡小学校はもともと旭ヶ丘プールの民間の機能がここへ移る格好になってますから、当然そういった形も含めて大いに利用していただくということになると思いますけども、この料金の問題とはまた別のことじゃないかなというふうに思いますので、そのあたりが十分に対応できれば大いに活用してもらいたいって気持ちはっております。

○委員（籠山恵美子）

使用料徴収条例なので料金のことしか書いてませんけれども、この利用期間というのはどこで決められて、それはどこに明示されてるのでしょうか。市民にはどう周知してるのでしょうか。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

資料の3ページのスポーツ施設条例新旧対照表、ちょっと表自体が分かりにくいんですが、休場期間以外のところを開設しておるという形になりますので、基本的には夏休み期間は開設をして、そのうち休場日の土日、盆は休むという形で、基本的には運営をしておる状況です。

○委員（籠山恵美子）

ここに載ってる限りは古川小学校のプールとかは載ってませんけれども、しかもこの休場期間ってところを見ると、例えば河合プール、宮川プールなんかは8月25日まで利用できるってことですよね。そうすると古川小学校の7月中だけの利用というのは、どこに書いてあって、どういうふうに周知されてるんですか。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

学校開放施設につきましては、別個に飛騨市立学校施設開放規則がありまして、そちらのほうに学校プールのほうが載っておるような状況です。そちらにも同じような形で載っておるんですが、監視員等の関係で実際には運営できてないような状況がありますが、飛騨市立学校施設開放規則のほうに載っております。市民への周知につきましては、7月1日付の区長回覧と市のホームページで今年度シーズンの一般開放の周知は行う予定であります。

○委員（籠山恵美子）

そうしますと規則というものはころころ変わるわけではないと思いますから、その規則にも開放期間はいついつまでっていうことが明示してあるのかなと思います。そうしますと、古川町の小学校の開放は、飛騨市立学校施設開放規則っていうものには、河合プール、宮川プールと同じような休業期間ということで書かれてるんですか。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

少しお待ちください。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

では、ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前10時45分 再開 午前10時45分)

◆再開

●委員長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

先ほどの件で、飛騨市立学校施設開放規則の別表に、古川小学校・古川西小学校・神岡小学校のプールにつきましては開放期間を夏季休業日という形で記載しております。

○委員（籠山恵美子）

神岡小学校も一緒ですね。夏季というのはどういうふうに理解してるんですか。その年によって開放日が変わるということですか。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

夏季休業日につきましては学校の夏休み期間という形になっておりますので、基本的には変わりません。

○委員（籠山恵美子）

市長がおっしゃった監視員の問題が大きいのかなと思いますけれども、監視員が集まらないから7月中だけ、あるいは市営プールということは一般の人も利用するんでしょうから、フルに利用したいと思っても監視員がいませんからここまでですよっていう制限をかけてしまうのか。何を物差しにやっていくのかなっていうことがちょっと不明ですよね。監視員がいないって、ただ募集をかけてこなかったからいないってだけで済んでしまうのか。子供たちの夏のプールを保証しようと思ったら、もうちょっときちんと詰めたルールが必要なんじゃないかと思いますけれども、今後そういうことを考慮して検討していただけますか。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

監視員の確保は毎年悩ましいところではあるんですが、場合によっては河合プールや宮川プールも職員が行って開放するということも行っておりまして、極力開放する状態は取りたいと思っておりますが、特に古川町や神岡町については監視員が集まりにくい状況でありますので、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○委員（籠山恵美子）

よろしくお願いします。とにかく今年の夏どうなるか様子を見ながら、本当に暑い中で子供たちがぐったりするような夏休みにならないように、せめて学校でやれるプールの開放については極力努力していただきたいと思いますと思いますが、よろしいですね。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

努力してまいります。よろしくお願いします。

○委員（澤史朗）

確認ですけれども、今まであった神岡町の旭ヶ丘プールは、この条例上、市営プールから外れ

ました。今神岡小学校で新しくプールを改修して市民にも開放するという形になったんですけれども、条例上外れてますので、位置づけとしてはあくまでも神岡小学校のプールを一般市民に開放するというふうで、市営プールではないということなんですよね。学校開放の施設の一部として使用料徴収条例に加わったということで、神岡町の市営プールはなくなったということによっていいのでしょうか。

□教育委員会事務局長（柚原徹守）

おっしゃるとおりでして、純粋な市営のプールというものは統合しまして、学校開放施設の位置づけでございます。

○委員（澤史朗）

先ほど籠山委員のほうからもありましたけれども、夏季休業期間を開放するということで、コロナ禍以降、学校のプールの開放が夏季休業の7月中だけと、どこの学校もなってきました。多分、既存の古川小学校、古川西小学校は今までどおり7月中の児童に対しての開放だと思われます。これは学校の先生の働き方改革だとかもあって、なかなか監視が難しいということも聞いております。それに対して神岡小学校のプールは、多分監視員等は旭ヶ丘の市営プールを使われてた団体のほうで監視員をやってくれるんじゃないかと考えますけれども、夏季休業期間は8月25日までですよね。そうすると、ちょっと条例とは直接関係ないかもしれませんが、そこまで今のところは営業ができるような状態でしょうか。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

神岡小学校プール、宮川プール、河合プールにつきましては、夏休み期間、8月25日まで開放ができるように準備を進めております。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（井端浩二）

監視員って簡単に言いますが、万が一のときがあった場合に、応急処置というのは当然理解した人がやっているんですよね。

●委員長（高原邦子）

答弁を求めます。

□スポーツ振興課長（中垣浩太郎）

監視員につきましては、例年やっていただく方に極力今年度もってということでお願いしておりますし、シーズンの始まる前には消防署で緊急時の訓練の時間を1日設けまして、監視員にはその受講をしていただいている状況にあります。

●委員長（高原邦子）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は、原案のとおり可決すべきものとして報告することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。ただいま議決いたしました5案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決定いたしました。

以上で付託案件審査を終わります。

◆休憩

●委員長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時54分 再開 午前10時55分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 高原 邦子